

特許法等関係手数料令の一部を改正する政令要綱

第一 特許法等関係手数料令の一部改正

特許法等の一部を改正する法律（令和元年法律第三号）の一部の施行に伴い、特許庁長官等により指定された手続期間を経過した場合に期間の延長を請求する者が納付すべき手数料の額を定めること。

（本則関係）

第二 施行期日

この政令は、特許法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和三年四月一日）から施行すること。

（附則関係）